令和８年度　林道除草業務
仕 様 書

○ 総括的事項

１）この仕様書は、林道除草事業に関する一般的な仕様を示すもので、特別な指示がない限り、この仕様書により事業を実施すること。

２）この仕様書及び設計図書に明示していないもの又は、疑義を生じた場合は、監督職員の指示に従うこと。

３）受託者（請負者）は、あらかじめ監督員の指示を受け、作業実施の具体的方法等について熟知のうえ着手するものとし、労務の管理、林道地内の保全、ごみ（ビニール・空き缶等）投げ捨て防止、火災防止、事故防止等に万全の措置を講ずること。

４）作業の実施にあたっては、作業員等の安全確保に努めること。なお、作業中に人身事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する様式（事故報告書）で指示する期日までにこれを監督職員に提出すること。

○ 実施方法

１）刈幅

除草刈幅は、片側１ｍとし、両側を刈払うこと。

２）刈高

除草刈残し高は５ｃｍ以内とする。

３）その他

（ア）除草により、側溝に雑草がたまった場合は、草木を上げること。

（イ）林道に待避所があった場合は、待避所内も除草すること。

（ウ）交通誘導警備員は計上ありません。

○ 写真管理

必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるように被写体とともに写し、写真管理にあたっては以下のとおり整備し、完成報告書に付すること。

１）撮影基準

（ア）作業前、作業中及び作業後の状況

（イ）（ア）の各工程につき、１路線２箇所以上

（ウ）作業前と作業後は原則同一箇所、同一方向による撮影とする

○ 完成報告及び完成検査

１）完成報告

数量調書に記載された箇所番号ごとに完了の報告をすること。なお、全ての箇所が完了した後、最終の完了日から7日以内に完成報告書を提出すること。

２）完成検査

受注者は、監督員から現地検査を実施する旨の通知を受けた場合は、応じること。

○ その他

本仕様書に明記されていないものに関して問題点・疑義が生じた場合には、事前に監督職員と協議の上施工すること。